

## 市内中小企業への優先発注協力等のお願い

横浜市では、かねてより横浜経済の活性化及び市内企業（事実上の本店所在地を横浜市内に有する者及び個人事業主にあつては主たる営業の拠点を横浜市内に有する者）の育成を基本方針として、市内企業へ優先的に発注しています。

また、横浜市は中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上を図るため、平成 22 年に「**横浜市中小企業振興基本条例**」を制定しました。

つきましては、本市発注の物品調達及び委託業務等を受注された際には、次の事項について十分ご配慮くださいますようお願いいたします。

**1 本市発注契約の履行に必要な原材料、資器材及び消耗品等を購入又は借入する場合、また、受注した委託業務の一部を外注する場合には、特に本市内の中小企業を最優先として発注してください。**

**2 本市発注契約の履行にあたっては、本市の契約関係規定及び約款等を遵守し、仕様書等に即した適正な履行に努めてください。**

注 1 法令違反によって関係監督官庁等から改善命令等を受けるなど、「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、文書により速やかにご連絡ください（報告義務を怠った場合は、停止期間が加重されることがあります）。

注 2 一括再委託は本市が事前に承諾した場合を除き禁止しています。なお、委託契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他本市の定める事項を、速やかに本市に通知してください。

入札参加事業者各位

横 浜 市 長  
横浜市水道事業管理者  
横浜市交通事業管理者  
横浜市病院事業管理者